

2023 年度教育奉謝金募集要項

1. 目的 「学校と学校を結ぶ助け合い」を理念とし、県内の教育関係職員及び児童、生徒の福祉の増進に寄与することを目的とします。
2. 募集範囲 県内の教育関係職員及び児童・生徒
3. 募集単位 学校ごと
4. 拠出額 教育関係職員 一人 600 円
高等学校生徒 一人 100 円
中学校生徒 一人 100 円
小学校児童 一人 100 円
※ 要保護家庭及び準要保護家庭、または同等の対象となる世帯の児童・生徒からの拠出は不要ですが、基準どおり給付します。また、拠出後の人数変更による調整も不要です。
※ 保護家庭の基準は各自治体により異なります。
5. 払込方法 なるべく 9 月末日までにいずれかの方法により払込みください。
(1) 専用払込書による払込み
(2) 本会事務局窓口にて現金払い
※ 郵便局から払込む場合は、払込書をお送りしますのでご連絡ください。
6. 給付額および給付基準

区 分		教育関係職員	児童・生徒	給付基準
傷病見舞金	基本	11,000 円	6,000 円	5 日以上入院、又は継続して 10 日以上欠勤又は欠席
	加算	8,000 円	6,000 円	継続して 20 日以上欠勤又は欠席
	長期加算	7,000 円	5,000 円	継続して 30 日以上欠勤又は欠席
災害見舞金	風水被害、地震等	15,000 円	10,000 円	・ 居宅又は家財の 5 分の 1 以上損壊又は焼失 ・ 居宅の床上浸水又は消防冠水
	火災	20,000 円	15,000 円	
弔 慰 金	—	100,000 円	50,000 円	死亡したとき

《 備 考 》

- ① 欠勤とは、休暇等で勤務しないことをいい、欠席には休学を含みます。
- ② 慢性的な同一傷病名で入院又は欠勤欠席を繰り返す場合は、年度内 2 回までの給付とします。
- ③ 新型コロナウイルスに感染（PCR 検査による陽性判定）し、医療機関に入院した場合、給付基準の日数を満たさなくても給付対象となります。

一般財団法人 青森県教育厚生会 事業課

〒030-0823 青森市橋本一丁目 2 番 25 号

Tel 017-721-1313 Fax 017-723-2267